

# 第3章

## 緑地の保全及び緑化の目標



## 1. 緑と水の将来像

### ◆◆ 緑と水の将来像 ◆◆

# 緑と水とともにいきるまち こくぶんじ ～国分寺の自然を身近に感じる緑・水を守り、育てる～

本市には、武蔵国分寺などの歴史的資源と一体となった緑や、国分寺崖線の緑、野川の水源となる湧水群、武蔵野の面影を偲ばせる農地や屋敷林※、雑木林※など、将来に引き継ぐべき貴重な緑や水の環境が、今も身近に残っています。

一方、国全体としては、全国的な少子高齢化の進展や人口減少社会への移行、地球環境問題の深刻化、環境に対する意識の高まりなど、社会情勢が大きく変化しています。

また、地方分権の流れのなか、各自治体は、都市の持続的発展に向けて、独自性や地域の魅力の向上が求められてきています。

そのため、今後は、本市に残る貴重な自然財産を守り、活かしながら都市の魅力を高めるとともに、将来に渡って住み続けられる、環境負荷の少ない都市を目指すことが重要です。

このことから、本市に残る貴重な緑と水の重要性を市民が意識し、市民、事業者等、市が協力して守り・育てることで、緑と水と都市が共生したまちになることを目指し、緑と水の将来像を「緑と水とともにいきるまち こくぶんじ ～国分寺の自然を身近に感じる緑・水を守り、育てる～」とします。

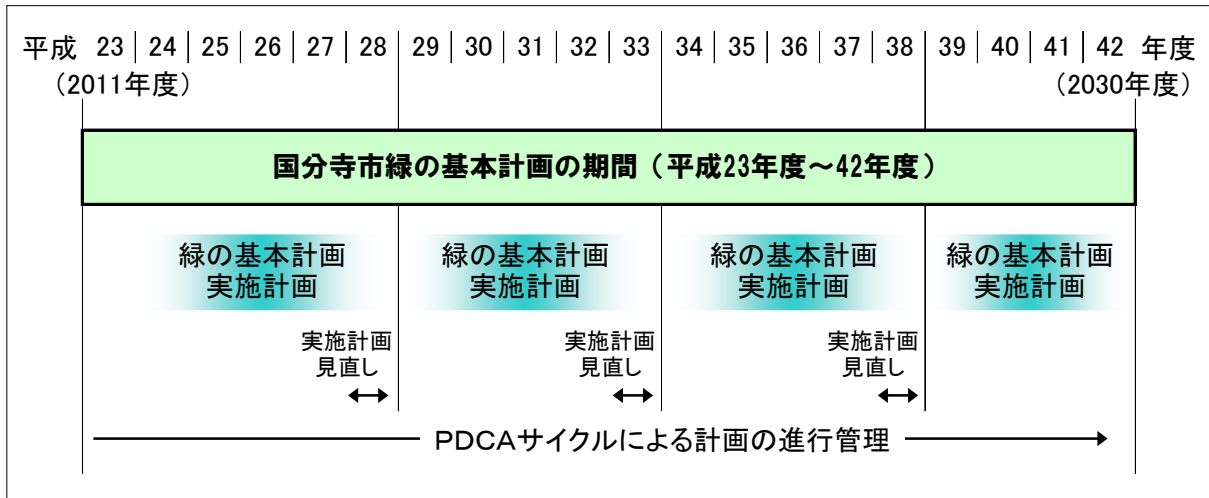


## 2. 計画期間

緑の確保・創出には、実現に長い年月を要することから、計画の目標年度を20年後の平成42年度（2030年度）に設定します。

また、短期・中期的な目標、施策については、「国分寺市緑の基本計画実施計画」において位置づけをしていきます。

図 3-1 計画期間と構成



## 3. 計画フレーム

### (1) 計画対象区域

本計画の対象区域は、以下のとおりです。

	国分寺市全域	けやき公園 <sup>(注)</sup> (所在地は小平市内)	合計
計画対象区域	1,148.0ha	2.4ha	1,150.4ha

注) けやき公園の面積は、市民スポーツセンターを含む2.4haとする。

### (2) 将来人口規模の設定

本計画では、将来の人口規模を以下のとおりに設定します。

年次	計画開始年次	中間目標年次	計画目標年次
	平成22年(2010年)	平成32年(2020年)	平成42年(2030年)
人口	117,954人 <sup>(注1)</sup>	131,000人 <sup>(注2)</sup>	133,000人 <sup>(注2)</sup>

注1) 住民基本台帳と外国人登録人口の合計（平成21年4月1日現在）。

注2) 「日本の市区町村別将来推計人口（平成20年12月推計）（国立社会保障・人口問題研究所）」による推計。

※印は用語集を参照してください。

## 4. 緑の確保の目標水準

緑と水の将来像「緑と水とともにいきるまち こくぶんじ」の実現に向けて、確保すべき緑の目標水準を以下のとおりに設定します。

### (1) 緑地の確保目標（緑地率）

**市域面積の25%に相当する緑地を確保します**

平成21年現在の緑地の確保状況は、市域面積の21.6%となっています。

今後は、緑地の減少を抑制しつつ、野川の河川整備による緑地帯の創出や国分寺都市計画道路3・2・8号府中所沢線（以下「国3・2・8号線」という）の環境施設帯<sup>※</sup>整備などにより新たな緑地を確保することで、平成42年までに緑地率<sup>※</sup>を25%とすることを目標とします。

### (2) 都市公園等の整備目標（都市公園一人あたり面積）

**都市公園一人あたり面積5㎡の整備を目標とします**

本市の整備済の都市公園<sup>※</sup>の一人あたり面積は、平成21年現在で2.04㎡となっていますが、全域が市街化区域<sup>※</sup>である本市は、都市公園法施行令第1条により、都市公園の住民一人あたりの敷地面積として5㎡以上を確保することが求められています。

このことから、本計画では、都市公園を計画的に配置していくことで、平成42年までに都市公園一人あたり面積を5㎡確保することを目標とします。さらに近隣市と連携し、相互に公園を提供しあうことで、市民の公園利用の利便性を高めていくことを目標とします。



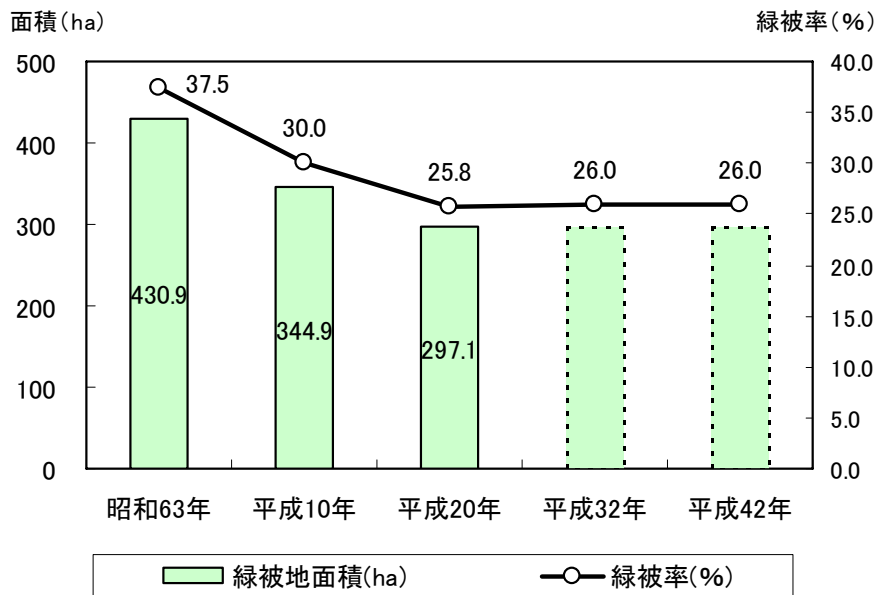
### (3) 緑被地の確保目標（緑被率）

## 緑被率 26%以上を確保します

本市の緑被地は、農地や樹林地などの民有地内の緑が多いことから、開発などにともない年々減少傾向にあり、平成20年現在の緑被率は25.8%となっています。

農地や樹林地は、一度失われると新たに創出することが難しい緑であることから、本計画では、各種制度の活用による農地や樹林地の保全、宅地開発時の緑地保全や緑化指導、公園・緑地の整備、道路や公園などの緑化、公共施設や民有地の緑化などにより、緑被率※26%以上を確保（現状維持）することを目標とします。なお、崖線の樹林地やまとまった農地など、特に良好な自然景観や市街地環境の形成に寄与する緑については、重要な緑として保全・創出に努めることで、緑の豊かさを実感できる市街地の形成を目指します。

図 3-2 緑被地の確保目標



資料：昭和63年、平成10年－「国分寺市緑と水の実態調査報告書」（平成12年3月）国分寺市  
注）昭和63年及び平成10年の総合計面積については、けやき公園（小平市2.4ha）を含む区域1,150.4haを計画対象区域として、再計算を行った。

## 5. 計画の基本方針

本計画の将来像を実現していくための基本的な考え方として、以下の6つの基本方針を設定し、緑と水にふれあえるまちづくりを進めます。

### (1) 緑と水の保全・活用

国分寺崖線の緑や湧水、農地、雑木林、屋敷林など、本市の貴重な緑と水辺を守り、活かし、次世代に引き継いでいきます

本市には、武蔵国分寺などの歴史的資源と一体となった林や、国分寺崖線の緑、野川の水源となる湧水群、武蔵野の面影を偲ばせる農地や屋敷林※、雑木林※など、将来に引き継ぐべき貴重な緑と水辺が残っていますが、民有地にある緑も多く、宅地開発などにより年々減少しています。これらの歴史・文化に育まれた緑と水辺は、環境保全や生態系の保全、レクリエーションの場、防災、景観形成、教育・学習の場など様々な役割を担っており、個性あるまちづくりを進める上でも重要な財産となるものです。

このことから、市内に残る貴重な緑と水辺は、市による土地の買い取りや、土地利用規制、適切な維持・管理、保全に対する市民意識の醸成などにより、今後も保全していくとともに、それぞれの特長を活かした自然の博物館（エコミュージアム※）として活用していくことで、市民や事業者等と市が一体となって、次世代に引き継いでいきます。

### (2) 生態系の保全・回復

緑の減少抑制や既存の生態系に配慮した緑の維持・創出により、在来生物が生息・生育しやすい環境を保全・回復していきます

豊かな自然環境が残る本市には、様々な動植物の生息が確認されています。

しかし、多様な生物が生息する緑豊かな自然環境は、宅地開発などにより年々失われつつあり、また、外来生物※の繁殖が既存の生態系に影響を与えています。

このことから、緑の減少抑制や既存の生態系に配慮した緑の維持・創出により、在来生物が生息・生育しやすい環境を保全・回復していきます。

### (3) 公園・緑地の整備

日々の生活にうるおいと安らぎ、安心を感じることができるよう、市民に親しまれる公園・緑地を整備していきます

都市における公園・緑地は、市街地にうるおいとゆとりを与えると同時に、スポーツ・レクリエーション活動の場、自然とのふれあいの場、避難・救援活動の場など、様々な役割を担っている空間です。

このため、市民が日々の生活にうるおいと安らぎ、安心を感じることができるよう、市民の様々なニーズや地域特性を踏まえ、市民に親しまれる公園・緑地を整備していきます。



#### (4) まち中の緑化

市民や事業者等と共にまち中の緑を守り、増やしていくことで、緑の豊かさを実感できるまちを目指していきます

緑豊かなうるおいのあるまちづくりには、市民や事業者等の協力を得て、まち中の緑を守り、増やしていくことが重要となります。

このため、公共公益施設や鉄道駅周辺など多くの人が集まる施設の緑化、幹線道路沿道の緑化、緑に対する市民意識の醸成、緑化への技術的・経済的な支援、緑化指導などにより、緑の豊かさを実感できるまちを目指していきます。

#### (5) 緑と水のネットワーク

緑と水辺が持つ機能を高めるため、緑や水辺の拠点や軸によりネットワークを形成していきます

本市には、都立武蔵国分寺公園や西恋ヶ窪緑地などの拠点となる緑、国分寺崖線の緑や野川、街路樹などの骨格となる緑、面的に広がる農地、屋敷林<sup>※</sup>や社寺林<sup>※</sup>など点在する緑が存在しています。これらの緑と水辺は、それぞれ様々な機能を有していますが、これらをネットワーク化することで、機能をさらに高めることができます。

このため、拠点となる緑を保全・整備していくとともに、これらを軸となる緑や水辺でつなぐことで、生物の生息・生育空間を広げる「エコロジカル・ネットワーク」、多様化する市民ニーズを満たす「レクリエーション・ネットワーク」、安心・安全な市民生活に寄与する「防災ネットワーク」、緑の豊かさを感じさせる「自然景観ネットワーク」を形成していきます。

#### (6) 協働による緑づくり

市民や事業者等と市が役割分担のもと、協働で緑と水を守り、つくり、育てていきます

緑と水を守り、増やしていくためには、市民や事業者等と市の各主体が緑と水の重要性を認識し、協働<sup>※</sup>していくことが重要です。

このため、市は、市民や事業者等が緑と水の保全・創出への意識が高まるように、自然とふれあえる場や情報の提供、緑の保全・創出の活動支援を行います。

また、市民や事業者等<sup>※</sup>は、歴史・文化に育まれた貴重な自然とふれあい、学び、自然環境への意識を高め、市との役割分担のもと、協働で緑と水を守り、つくり、育てていきます。